

ス ト ー カ ー 総 合 対 策 施 策 一 覧

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定		
1	ストーカー事案に対応する体制の整備	(1)	警察における体制整備	①	ストーカー事案を担当する警察官等の所要の増員を行う。	警察庁	○長官官房人事課 ○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局捜査第一課	i	○平成27年度において、ストーカー事案を含む人身安全関連事案対策の強化のため、地方警察官の増員(680人)を措置した。 ○平成28年度において、ストーカー事案を含む人身安全関連事案対策の強化のため、地方警察官の増員(515人)経費を予算案に盛り込んだ。	引き続き、ストーカー事案を含む人身安全関連事案に的確に対応するための体制強化を図る。
								ii	○平成27年度において、ストーカー事案を担当する警察庁職員の増員を措置した。 ○平成28年度において、ストーカー事案を担当する警察庁職員の増員経費を予算案に盛り込んだ。	
				②	研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図る。	警察庁	○長官官房会計課 ○長官官房人事課 ○生活安全局生活安全企画課	i	平成27年度において、ストーカー事案対策マニュアルに係る経費(3百万円)を措置した。	引き続き、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図る。
								ii	○平成27年度において、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」の実施に係る経費(7百万円)を措置し、同教養を実施した。 ○平成28年度において、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」の実施に係る経費(7百万円)を予算案に計上している。	
		③	被害者の状況、要望に応じて女性警察官による対応ができる体制の整備を促進する。	警察庁	○長官官房人事課 ○生活安全局地域課	i	交番、総合窓口において、女性警察官等の対応ができる体制の確保を推進している。	引き続き、女性警察官の採用拡大に努めるとともに、配置の拡充を図る。		
						ii	女性警察官の配置の拡充を図るために、各都道府県警察では、女性警察官採用拡大計画に基づき、女性警察官の採用に力を入れている。			
		④	ストーカー事案に対する組織的な対応を推進・強化する。	警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課	i	平成25年12月、各都道府県警察に発出した「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について(通達)」に基づき、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための警察本部及び警察署における体制を確立している。	引き続き、ストーカー事案を含む人身安全関連事案に対する組織的な対応を推進する。		
						ii	平成25年12月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について」において、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案に対する迅速かつ的確な対応の徹底を指示している。			
		(2)	関係機関における被害者等の支援機能の拡充	①	婦人相談所、男女共同参画センター等において、ストーカー被害に関する相談に対し、事案に応じ、適切かつ効果的な支援を行うため、研修等の内容の充実を図る。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	平成27年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(支援センター長向け・企画行政職向け・相談員向け)」において、ストーカー規制法に基づく支援の現状や被害者の自立支援に関する法的支援についての講義を行った。	平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。
						厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i	平成26年7月に行われた、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、ストーカー規制法に関する講義やストーカー被害者支援に関する意見交換を実施した。	
				②	引き続き地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な窓口の設置を促進するよう要請するとともに、研修等により必要な情報提供を行う。	内閣府	○犯罪被害者等施策推進室	i	地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等のための総合的な窓口の設置を促進するよう要請している。 都道府県・政令指定都市については全地域において設置されており、市区町村では、平成27年4月1日現在、全国1,579市区町村(約90%)において、総合的対応窓口が設置されている。	引き続き、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等において、地方公共団体への働きかけを行っていくとともに、総合的対応窓口について定期的な調査を行い、公表を行う。
								ii	犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、平成27年度は3か所、地方公共団体職員等に対し、犯罪被害者等施策の理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的知識等を習得するための研修会等を実施した。 平成28年度においても、犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、20百万円を予算案に計上している。	
③	被害者等の心の健康に関する相談については、精神保健福祉センターにおける適切かつ効果的な支援を推進する。			厚生労働省	○社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	i	精神保健福祉センターにおいて、心の健康についての相談に応じており、面接相談や電話相談(「こころの電話」)を行っているほか、必要に応じて医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導などを行っている。	引き続き、精神保健福祉センターにおいて、被害者等の心の健康に関する相談を行っていく。		

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
1	ストーカー事案に対応する体制の整備	(2)	関係機関における被害者等の支援機能の拡充	④	法務省の人権擁護機関では、ストーカー事案を含めた女性の人権問題についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性が気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知する広報活動の一層の充実を図るなど、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進する。	法務省	○人権擁護局調査救済課	i 法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行っている。 また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、さまざまな人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。 ii 法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。加えて、首都圏及び関西圏の電車内での人権擁護機関の周知に関する電車内広告の実施や全国の映画館におけるスクリーン広報(シネアド)の実施といった周知広報活動にも取り組んでいる。	今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。
				⑤	「被害者ホットライン」等において、ストーカー被害に関する相談に対し、被害者等の状況、要望等に応じて、適切かつ効果的な支援を行うとともに、研修やマニュアル等により支援の充実を図る。	法務省	○刑事局総務課 ○刑事局刑事課	i 被害者支援員を全国の地方検察庁に配置し、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行った。 ii 検察職員に対し、その経験年数等に応じて実施する各種研修において、被害者に対する理解・配慮に資する講義を実施した。	今後も引き続き実施する。
				⑥	日本司法支援センター(法テラス)において、関係機関・団体と連携を図りつつ確かな情報収集及び提供等被害者等の支援を実施するとともに、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。	法務省	○大臣官房司法法制部	i 日本司法支援センター(法テラス)は、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体と連携・協力し、全国各地の相談窓口等の情報を収集した上、コールセンターや地方事務所において、犯罪被害者等(ストーカー事案の被害者を含む。)に対し、その相談内容に応じた適切な相談窓口や法制度に関する情報を提供している。 ii 日本司法支援センター(法テラス)では、犯罪被害者等への支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や被害者支援団体と連携・協力の下、上記弁護士を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。	引き続き実施していく。
				⑦	学校において、教職員が子供の变化に気づき、相談しやすい環境を整え、交友・交際に関する相談の結果を踏まえて適切な機関と連携しながら早期に対応できるよう、研修等の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの配置拡充など学校における相談体制の充実にも努める。	文部科学省	○初等中等教育局児童生徒課	i 平成27年8月24日～9月27日に教員研修センターにおいて教職員等を対象とした教育相談指導者養成研修を実施した。 ii ○平成27年度において、「児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等の公立小中学校等への配置等」に係る経費(4,024百万円)を措置した。 ○平成28年度において、スクールカウンセラーの配置等にかかる経費(4,527百万円)を予算案に計上している。	今後も引き続き、教職員等を対象とした教育相談に係る研修を実施していくとともに、平成31年度までに、全公立小中学校(27500校)にスクールカウンセラーを配置することを目標としており、その達成に向けた取組を推進していく。
				⑧	内閣府における平成28年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」を踏まえ、マニュアルを作成するなど地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i 平成28年度において、「ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成」に係る経費(4百万円)を予算案に計上している。	平成28年度に検討委員会を開催し、マニュアルの内容について検討する。
				(3)	関係機関の連携協力の促進	①	配偶者からの暴力に関する関係機関協議会を活用するほか、既存の地域における関係機関の協議会の活用を考慮しつつ、関係機関の連携協力を効果的かつ効率的に推進する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室
		警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○長官官房給与厚生課(犯罪被害者支援室)					i 平成25年12月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ確かな対応の徹底について(通達)」等に基づき、被害の予防・拡大防止を図るための関係機関との連携を推進している。 ii 被害者支援連絡協議会等の既存のネットワークを活用した関係機関の連携、協力を推進している。	引き続き、被害の予防・拡大防止のための関係機関との連携を推進する。
		総務省	○自治行政局住民制度課					i 平成16年に関係省令等を改正し、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の住民票の写し等の交付等を制限する支援措置を講じ、各市区町村において実施している。支援措置に関する関係機関との連携については、これまでも各市区町村に助言しているが、直近では平成27年9月に各市区町村に発出した通知において、改めて庁内・庁外の関係機関との連携を図るよう求めた。	今後とも、機会を捉えて助言・情報提供を行っていく。

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
1	ストーカー事案に対応する体制の整備	(3)	関係機関の連携協力の促進	① 配偶者からの暴力に関する関係機関協議会を活用するほか、既存の地域における関係機関の協議会の活用を考慮しつつ、関係機関の連携協力を効果的かつ効率的に推進する。	法務省	○民事局民事第一課	i 平成27年3月24日付で、各法務局・地方法務局戸籍課長に対し「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書の取扱いについて」と題する事務連絡を発出し、従来、住所地等の市区町村に提出された申入書について、管轄法務局を経由して本籍地の市区町村に送付していたところ、被害者情報の保護手続がより迅速に行われることを目的として、市区町村間で直接申入書を送付して差し支えないこととし、この旨市区町村長に周知するよう依頼している。	引き続き適切に運用する。
					文部科学省	○生涯学習政策局男女共同参画学習課	i 関係機関に対し、ストーカー総合対策に関する周知を実施し、今後、関係機関との連携、協力を推進するべく、依頼した。	引き続き、関係機関との連携、協力を推進していく。
					厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」において、被害者支援における関係機関との連携の重要性について示している。	引き続き「婦人相談所ガイドライン」を周知していく。 また、現在、婦人相談所と関係機関の連携について調査研究を実施しているところである。
				② ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について、平成27年に策定される予定の新たな男女共同参画基本計画に盛り込む方向で検討する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)には、「ストーカー事案への対策の推進」という項目を立て、ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について盛り込んだ。	第4次男女共同参画基本計画に基づき、取組を推進する。
2	被害者等 の一時避難等の支援	(1)	一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置	① 婦人相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適切かつ効果的な一時保護を実施する。	厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i 婦人相談所では、必要に応じて、被害者本人に対して、心理療法担当職員等による心理的ケアを行っている。 ii 緊急時についても適切に一時保護ができるよう、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」や平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援方針」により周知を図ったところである。	引き続き、必要に応じて、心理的ケアを行うとともに、通知に基づく周知を行っている。
					② 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組を促進する。	警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課	i ○平成27年度において、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害者等の一時避難に係る経費(78百万円)を措置し、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全確保を推進した。 ○平成28年度において、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害者等の一時避難に係る経費(54百万円)を予算案に計上している。
				① 婦人保護施設においては、一時保護後のストーカー被害女性に対して、退所後の自立支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な支援を行うとともに、婦人相談所、男女共同参画センター等においては、被害者等に対し、適切な機関と連携し、住宅、就業等の情報提供などの支援を行う。また、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行う。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i 配偶者からの暴力被害者等(ストーカー被害者を含む)に対し、住宅や就業に関する情報提供ができるように、男女共同参画センター等に「配偶者からの暴力相談の手引き」を配布している。 ii 平成27年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」において、ストーカー規制法に基づく支援の現状や被害者の自立支援に関する法的支援についての講義のほか、配偶者暴力被害者の中長期的支援に役立つ社会制度や社会資源の活用方法についての講義を行った。	ストーカー被害者支援のためのマニュアルを作成する際には、ストーカー被害者の長期的避難のための支援措置についての内容を盛り込むことを検討する。 平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。
		○犯罪被害者等施策推進室	i 地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。			引き続き、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等において、地方公共団体への働きかけを行っている。		
		ii (再掲:1-1(2)-②-内 ii) 犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、平成27年度は3か所で、地方公共団体職員等に対し、犯罪被害者等施策の理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的知識等を習得するための研修会等を実施した。平成28年度においても、犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、20百万円を予算案に計上している。	引き続き、犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、地方公共団体職員等に対し、研修会を実施していく。					
				iii 平成27年度犯罪被害者週間中央イベントにおいて、ストーカー行為等における被害者保護に関する講演及びパネルディスカッションを実施した。	犯罪被害者週間中央イベントで行われたストーカー行為等における被害者保護に関する講演及びパネルディスカッションの内容について、内閣府ホームページ等で公表し、内容を関係機関及び一般国民に広く周知する。			

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
2	被害者等の一時避難等の支援	(2)	長期的避難のための支援措置	①	婦人保護施設においては、一時保護後のストーカー被害女性に対して、退所後の自立支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な支援を行うとともに、婦人相談所、男女共同参画センター等においては、被害者等に対し、適切な機関と連携し、住宅、就業等の情報提供などの支援を行う。また、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行う。	厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i 婦人保護施設では、施設入所者(ストーカー被害女性を含む)に対し、必要に応じて生活支援や心理的支援、就労支援を実施して、自立に向けた中長期的な支援を実施している。 ii 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」では、利用者が自立して生活するために住宅、就業等に関する情報提供や助言、連絡調整を行うことを明記している。	引き続き、支援事業を実施するとともに、「婦人相談所ガイドライン」を周知していく。
				②	被害者等に対する公的賃貸住宅への優先入居等について、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、その推進が図られるよう取組を行う。	国土交通省	○住宅局住宅総合整備課	i 平成27年10月に開催された都道府県の公営住宅の管理担当者による会議等において、犯罪被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができる旨、周知を行った。	引き続き、犯罪被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができる旨、会議等の場で周知を行っていく。
		(3)	被害者の経済面からの支援方策	①	日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助業務や日弁連委託業務の活用によって、資力が乏しい被害者に対し、加害者への損害賠償請求や離婚訴訟といった民事訴訟、加害者側との交渉及びシェルターへの保護等の弁護士活動に係る弁護士費用につき、立替援助する等、その負担軽減を図る。	法務省	○大臣官房司法法制部	i 日本司法支援センター(法テラス)では、資力の乏しい者について、無料法律相談の実施や、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行うという民事法律扶助業務や、日弁連から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。ストーカー被害の被害者に対しても、資力が乏しい場合、この民事法律扶助制度等により、加害者を相手方とする損害賠償請求等を行う際の弁護士費用等の立替援助を行っており、経済的負担の軽減を図っている。	引き続き実施していく。
				②	「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、ストーカー被害の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。	法務省	○大臣官房司法法制部	i 第189回国会(常会)において、特定侵害行為(つきまとい等)を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為による被害の防止に關して必要な法律相談を行うことを可能とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を提出した。	法案の早期成立に向け必要な調整を行う。
				③	ストーカー被害の防止及び被害者支援に関して地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を適切に講じていく。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i ストーカー行為等の防止及び被害者支援に関して、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税により措置している。	引き続き地方交付税による財政措置を適切に講じていく。
						総務省	○自治財政局調整課	i 平成27年度においては、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を行うこととしている。	引き続き、地方交付税による財政措置を講じていく。
				①	警察及び検察において、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、事案に応じ、捜査段階では、逮捕状の請求に際しての被疑事実の要旨の記載に当たり、再被害防止への配慮の必要性に応じて被害者の氏名や住所の表記方法に配慮し、公判段階では、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めるなど、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報の保護に配慮し、適切な対応に努める。	警察庁	○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課 ○生活安全局生活安全企画課	i 平成24年12月、各都道府県警察に発出した「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」という通達に基づき、再被害防止に万全を期している。 ii ストーカー被害の取扱いに際し、被害者等に関する情報の保護に配慮するよう指示している。	引き続き、被害者等に関する情報の保護に配慮する。
						法務省	○刑事局刑事課	i 検察当局においては、ストーカー被害を含む犯罪被害者の保護を図るため、事案に応じ、捜査段階においては、被疑者に知られていない被害者特定事項についての秘密保持に配慮し、公判段階においては、刑事訴訟法第299条の3に基づき、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めたり、同法第290条の2に基づき、裁判所に被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定を求めたりして、適切な対応に努めている。	今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に対応するよう努める。
		内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室			i 平成27年度「女性に対する暴力被害者支援のための官・官民連携促進ワークショップ事業(支援センター長向け・相談員向け)」において、配偶者からの暴力等(ストーカーを含む)加害者対応についての講義を行い、相談窓口において的確な対応を行えるようにしている。	平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。		
		3	被害者情報の保護	②	婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口において、ストーカー被害の被害者等に係る開示請求や加害者からの問い合わせへの対応について、被害者等に係る情報の保護に十分配慮しつつ、的確な対応を行う。	厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」において、DVやストーカー等の加害者対策として、所在地に関する情報管理、利用者に関する外部からの照会への対応等のセキュリティ対策を充分に行うよう明記している。	引き続き、「婦人相談所ガイドライン」を周知していく。
③	市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。					総務省	○自治行政局選挙部選挙課 ○自治行政局住民制度課	i 平成27年3月に、各選挙管理委員会あてに、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」について通知を発生した。 ii (再掲)：1-③-①-総)平成16年に関係省令等を改正し、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の住民票の写し等の交付等を制限する支援措置を講じ、各市区町村において実施している。支援措置に関する関係機関との連携については、これまでも各市区町村に助言しているが、直近では平成27年9月に各市区町村に発生した通知において、改めて庁内・庁外の関係機関との連携を図るよう求めた。	引き続き、会議等の場を通じて、周知徹底を図る。 今後とも、機会を捉えて助言・情報提供を行っていく。

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
3	被害者情報の保護	③		市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	法務省	○民事局民事第一課	i (再掲:1-(3)-①-法)平成27年3月24日付けで、各法務局・地方自治局戸籍課長に対し「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」と題する事務連絡を发出し、従来、住所地等の市区町村に提出された申入書について、管轄法務局を経由して本籍地の市区町村に送付していたところ、被害者情報の保護手続がより迅速に行われることを目的として、市区町村間で直接申入書を送付して差し支えないこととし、この旨市区町村長に周知するよう依頼している。	引き続き適切に運用する。	
				④	運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	国土交通省	○自動車局自動車情報課 (登録自動車)	i 関係機関相談窓口に対し、当該相談窓口を所管する府省庁を通じて、当該取扱いについて周知するとともに、その相談窓口において被害者等への周知を図っている。	警察庁と連携して当該取扱いの支援内容、取扱い窓口の紹介等を行い当該取扱いについて一層の周知を図る予定である。
								ii 取扱い対象車両にかかる登録事項等証明書の交付請求については、加害者から交付請求があった場合に交付がなされないようシステム対応を行う等の情報管理の徹底を図っている。	
		iii 運輸支局等で登録事項等証明書を交付する登録官に対しては、階層別登録官研修(年4回)において、当該取扱いの厳格な運用並びに個人情報保護の重要性について研修を行っている。							
		○自動車局整備課 (軽自動車)	iv 関係機関相談窓口に対し、当該相談窓口を所管する府省庁を通じて、当該取扱いについて周知するとともに、その相談窓口において被害者等への周知を図っている。						
			v 取扱い対象車両については、加害者から交付請求があった場合に交付がなされないよう交付システムに制限をかけ情報管理の徹底を図っている。						
			vi 事務所等で申請等を受付ける職員に対して、新規採用職員、中堅職員、管理職員としての研修時において、当該取扱いの厳格な運用並びに個人情報保護の重要性について研修を行っている。						
		⑤	法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	法務省	○民事局民事第二課	i 平成27年3月、各法務局・地方自治局に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」の厳格な運用について改めて注意喚起し、手続に遺漏のないよう徹底を図った。	引き続き適切に運用する。		
				○民事局商事課	ii 平成26年10月に開催した会議及び平成27年9月から同年11月にかけて開催した会議において、各法務局・地方自治局供託課長に対し、「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」の厳格な運用について改めて注意喚起し、手続に遺漏のないよう徹底を図った。				
		⑥	市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、警察署、婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口で当該支援等の必要性の確認ができることを当該相談窓口へ徹底するとともに、その迅速な対応の徹底を図る。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i 平成27年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」において、相談員等に対し、支援センターにおける証明書発行に関する基本事項や留意点等に関する講義を実施し、住民基本台帳事務における支援措置、自動車の登録事項等証明書の交付請求に係る取扱いなどの対応について説明している。	平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。		
				警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○生活安全局少年課	i 平成27年3月、各都道府県警察に対し发出した「配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報保護のための支援措置の運用について」という通達に基づき、支援措置に係る適切な対応を図っている。	引き続き、支援措置に係る適切な対応を図る。		
				厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	i 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」や平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援指針」において、DVやストーカー行為の被害者に対して、住民基本台帳の閲覧制限等、安全確保のための情報提供を行うよう明記している。	引き続き「婦人相談所ガイドライン」や「婦人相談員相談・支援指針」を周知していく。		
総務省	○自治行政局住民制度課			i 被害者への支援措置制度の周知について、総務省HP(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/dv_shien.html)を更新し、内容の充実を図った。	各相談窓口への支援措置制度の周知徹底は、一義的には当該相談窓口を所管する府省において行われるものであり、制度を所管する総務省としては、必要に応じ対応していく。				

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定		
4	被害者等に対する情報提供等	(1)	警察や関係機関による周知・啓発	②	内閣府のホームページにおいて被害者支援情報を掲載するとともに、警察庁においてポータルサイト、リーフレット及びDVDを作成し、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供するなど、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	ホームページでは、ストーカー規制法やストーカー事案に対する警察の対応の流れを掲載するとともに、様々な相談・支援の窓口の情報を掲載している。	ホームページの内容については、必要に応じて更新する。
						警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課	i	○(再掲:3-⑨-警)平成27年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(200万円)を措置し、ストーカー被害の未然防止等に関するポータルサイト、リーフレット及びDVDを作成している。 ○(再掲:3-⑨-警)平成28年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(800万円)を予算案に計上している。	引き続き、リーフレットの作成等により、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民理解の増進を図る。
				③	多様な機会を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならない広報啓発が重要であることに留意しつつ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	11月12日～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会の認識を更に醸成するため、関係省庁と連携して広報啓発活動を行っている。	今後も引き続き同運動を実施する。
						警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課	i	○(再掲:3-⑨-警)平成27年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(200万円)を措置した。 ○(再掲:3-⑨-警)平成28年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(800万円)を予算案に計上している。	引き続き、リーフレットの作成等により、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。
				④	法務省の人権擁護機関において、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な啓発活動に努める。	法務省	○人権擁護局人権啓発課	i	法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会や座談会の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。	引き続き、各種啓発活動を実施する。
		⑤	関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について周知を図る。	文部科学省	○生涯学習政策局社会教育課PTA等共済室	i	PTAの全国組織や青少年教育団体(子ども会やボーイスカウト)等に対し、ストーカー総合対策に関する周知を実施した。	引き続き、今後作成されるリーフレット等について、担当部局と連絡・調整の上、PTAや青少年教育団体(子ども会やボーイスカウト)等に対し、周知依頼を行う。		
		(2)	被害実態等の把握のための取組の推進等	①	ストーカー事案に係る被害者支援や加害者対策の効果的な推進に資するため、被害実態等の的確な把握のための取組を推進する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	平成26年度において、「男女間における暴力に関する調査」を実施し、「特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験」についても調査した。	今後も定期的(3年に1度)に調査を実施する。
						警察庁	○科学警察研究所 ○生活安全局生活安全企画課 ○長官官房会計課	i	平成28年度において、ストーカー事案の実態と被害者の意思決定に関する研究に係る経費(100万円)を予算案に計上している。	引き続き、ストーカーの被害実態等の的確な把握のための取組を推進する。
						法務省	○法務総合研究所研究部	i	ストーカー事案の実態把握のため、平成27年版犯罪白書において、最近10年間のストーカー規制法違反による検察庁新規受理人員、ストーカー規制法による警告等の件数、ストーカー事案の検挙件数の推移を示す図表を公表した。	引き続き、犯罪白書を中心にストーカー事案の実態把握を継続する。
				文部科学省	○初等中等教育局児童生徒課	i	心理の専門家を小・中・高等学校等に配置し、子供や保護者からの相談や教員への助言を行うため、スクールカウンセラー等の配置を実施している。	今後も引き続き、教育相談体制の充実に努めていく。		
厚生労働省	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課			i	婦人保護事業に関する都道府県からの事業報告において、ストーカー被害を主訴とした来所相談件数や一時保護件数等を把握している。	引き続き、事業報告による実態把握に努める。				
②	内閣府における平成26年度調査研究等により把握した地方公共団体におけるストーカー相談対応の実態、女性・若者のストーカー被害及び交際相手からの暴力被害の経験の実態、警察におけるストーカー事案の認知件数等については、地方公共団体における適切な相談対応や、関係機関等における周知・啓発に資するため、地方公共団体に伝達するなど、関係機関等に情報を提供する。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	平成26年度の調査研究により把握した地方公共団体におけるストーカー相談対応の実態等について報告書を取りまとめ、全都道府県・市町村、全都道府県警に送付して、情報を提供した。	今後も必要な情報を提供する。				
		警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局捜査第一課	i	平成26年中の警察におけるストーカー事案の対応状況等に関する統計について、平成27年3月に公表した。	引き続き、警察におけるストーカー事案の対応状況等に関する統計を公表する。				
5	ストーカー予防のための教育等	(1)	ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発の推進	①	ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、自分や相手のことを大切にすること、安易に個人情報を知らせないこと、相談先があることを伝えるなどにより、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	内閣府	○男女共同参画局推進課暴力対策推進室	i	若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため平成27年度、地方公共団体や教育機関において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業担当者や民間団体のスタッフを対象として「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」を実施した。	平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定		
5	ストーカー 予防のた めの教育 等	(1)	ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発の推進	①	ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、自分や相手のことを大切にすること、安易に個人情報を知らせないこと、相談先があることを伝えるなどにより、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	文部科学省	○初等中等教育局 児童生徒課	i 小・中・高等学校等における人権教育の場において、教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」である人権尊重の意識を高める教育を行っている。また、学習指導要領を踏まえ、情報モラルを含む情報教育の充実を図っている。	今後も引き続き、小・中・高等学校等における人権教育の推進、情報モラルの育成、相談体制の充実に努めていく。	
				ii	心理の専門家等小・中・高等学校等に配置し、子供や保護者からの相談や教員への助言を行うため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、「24時間子供SOSダイヤル」を整備している。					
				②	非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。	警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課 ○生活安全局青少年課	i ○(再掲:3-⑨-警)平成27年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(200万円)を措置し、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発に係るDVD、リーフレットを作成している。 ○(再掲:3-⑨-警)平成28年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(800万円)を予算案に計上している。	引き続き、防犯教室やリーフレットの作成等により、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発を図る。	
		③	ストーカー事案やいわゆる「リベンジボルノ」事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進する。	総務省	○総合通信基盤局 データ通信課	i	通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子供のインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座を全国で開催(e-ネットキャラバン)している。 平成27年度は、10月31日現在1457回開催。	引き続き、e-ネットキャラバンを実施予定である。		
						ii	平成27年5月、各都道府県警察に対し発出した「平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施等について(通達)」において、ストーカー対策に関して、積極的な広報啓発等の推進について指示を行っている。			
				iii	平成27年10月、各都道府県警察に対し発出した「平成27年度「子ども・若者育成支援強調月間」の実施について(通達)」において、ストーカー対策に関して、積極的な広報啓発等の推進について指示を行っている。					
文部科学省	○生涯学習政策局 情報教育課 ○生涯学習政策局 青少年教育課	i	学習指導要領において小・中・高等学校の各教科等を通じて、児童生徒の発達段階に応じて情報モラルを身に付けることを明記している。	引き続き、インターネットの適切な利用に向けた普及啓発活動を実施し、スマートフォンなどによるトラブル・犯罪被害の事例(高校生向けにはいわゆる「リベンジボルノ」の事例等も含む)や、その対処方法のポイントを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料の作成・配布を行うなど、情報モラルの普及・啓発の充実を図る取組を実施している。						
		ii	インターネットの適切な利用に向けた普及啓発活動を実施しており、スマートフォンなどによるトラブル・犯罪被害の事例(高校生向けにはいわゆる「リベンジボルノ」の事例等も含む)や、その対処方法のポイントを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料の作成・配布を行うなど、情報モラルの普及・啓発の充実を図る取組を実施している。							
(2)	教員に対する研修	④	ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進する。	内閣府	○男女共同参画局 推進課暴力対策推進室	i	(再掲:5-(1)-①-内)若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、内閣府では平成27年度、地方公共団体や教育機関において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業担当者や民間団体のスタッフを対象として「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」を実施した。	平成28年度も引き続き研修を実施する予定である。		
						文部科学省	○生涯学習政策局 情報教育課 ○初等中等教育局 児童生徒課	i	教員研修センターで年2回、指導主事等を対象として開催している「学校教育の情報化指導者養成研修」において、情報モラルや情報セキュリティの指導のあり方についての研修を実施している。	平成28年度以降についても、情報モラルや情報セキュリティに関する研修の実施を推進していくとともに、引き続き、教職員等を対象とした人権教育、教育相談に係る研修等を実施していく。
ii	教職員等を対象とした人権教育指導者指導者養成研修、教育相談指導者養成研修等を実施している。									
6	加害者に 関する取 組の推進	(1)	被害者の保護を最優先とした厳正な対処の推進	①	被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、ストーカー事案への対応に必要な資機材の整備等を行うなど、ストーカー事案への対処能力の向上を推進する。	警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課 ○長官官房会計課	i	平成25年12月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について(通達)」に基づき、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案に対し、被害者の安全確保を最優先にした迅速かつ的確な対応を徹底するよう指示している。	引き続き、ストーカー事案への迅速・的確な対応を推進するとともに、必要な資機材の整備等を図る。
								ii	(再掲:1-(1)-④-警-i)平成25年12月、各都道府県警察に発出した「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について(通達)」に基づき、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための警察本部及び警察署における体制を確立している。	

番号	大項目	番号	中項目	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定		
6	加害者に 関する取 組の推進	(1)	被害者の保護を最優先とした厳正な対処の推進	① 被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、ストーカ―事案への対応に必要な資機材の整備等を行うなど、ストーカ―事案への対処能力の向上を推進する。	警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課 ○長官官房会計課	iii	○平成27年度において、必要な資機材等に係る経費(121百万円)を措置し、ストーカ―事案の対処能力の向上を推進した。 ○平成28年度において、必要な資機材等に係る経費(55百万円)を予算案に計上している。	引き続き、ストーカ―事案への迅速・確かな対応を推進するとともに、必要な資機材の整備等を図る。	
							iv	○平成27年度普通交付税において、ストーカ―及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品(GPS機能付き緊急通報装置)の貸出しに要する経費を措置した。 ○平成28年度普通交付税において、ストーカ―及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品(GPS機能付き緊急通報装置)の貸出しに要する経費を予算案に計上している。		
		(2)	加害者更生に関する取組の推進	①	個々のストーカ―加害者の問題性を踏まえながら、警察、矯正施設、保護観察所、医療機関等が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛けを行う。	警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課	i	平成28年度において、ストーカ―行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに要する経費(地域精神科医療との連携経費)(12百万円)を予算案に計上している。	引き続き、ストーカ―加害者の更生のための関係機関等との連携を図る。
						法務省	○保護局観察課	i	○平成27年度において、ストーカ―事犯者に対する処遇の充実・強化のため、ストーカ―事犯者対応スーパーバイザーへの謝金として、753千円を措置した。 ○引き続き平成28年度においても、ストーカ―事犯者に対する処遇の充実・強化のため、ストーカ―事犯者対応スーパーバイザーへの謝金として、742千円を予算案に計上している。	引き続き、ストーカ―事犯者に対する処遇の充実・強化を推進する。
				②	保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、ストーカ―行為等により保護観察付執行猶予となった者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じる。	警察庁	○生活安全局生活安全企画課 ○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課	i	平成25年3月に各都道府県警察に対して発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付執行猶予者に関する措置について」という通達に基づき、保護観察所等との情報共有を推進している。	引き続き、保護観察所との連携を図る。
						法務省	○保護局観察課	i	平成25年3月、全国の保護観察所長に対し、法務省保護局長通達「ストーカ―行為等に係る保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」及び同局観察課長通知「ストーカ―行為等に係る保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」の運用について」を発出し、ストーカ―行為等により保護観察付執行猶予となった者について、保護観察所と警察の緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講ずるよう指示した。	引き続き、警察との情報連携を通じて、適切な措置を講じる。
				③	受刑者及び少年院在院者に対しては、引き続き、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカ―行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及びその充実に努める。	法務省	○矯正局成人矯正課 ○矯正局少年矯正課	i	受刑者及び少年院在院者に対しては、心理学等の専門的知見を活用し、加害者の問題性の改善のため、被害者の視点を取り入れた指導等を行った。	引き続き、受刑者及び少年院在院者に対しては、心理学等の専門的知見を活用し、被害者の視点を取り入れた指導等を適切に実施していく。
				(3)	加害者への精神医学的・心理学的手法の調査研究	①	執拗につきまとい等を繰り返すストーカ―加害者への有効な対応に資するため、平成26年度に引き続き、ストーカ―加害者に対する精神医学的・心理学的手法について調査研究を実施する。	警察庁	○長官官房会計課 ○生活安全局生活安全企画課	i
		②	配偶者に対する暴力加害者への更生プログラムについては、被害者を減らす手段の一つであることから、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査を実施する。							内閣府